

## 第31回 安来市農業委員会議事録

令和5年1月23日 午後2時00分 第31回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

### 2. 欠席委員 なし

### 3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 二岡 美保君

### 4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和5年1月23日 1日
日程第 3	議第127号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第128号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5	報第160号 農地法第4条の規定による届出について
日程第 6	報第161号 農地法第4条の規定による2a未満農地転用届出について
日程第 7	議第129号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 8	議第130号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 9	報第162号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 10	報第163号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 11	報第164号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第 12	報第165号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について

### 5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第31回農業委員会を始めさせていただきます。会に先立ち、安来市長より農業委員会に新年を迎えてのあいさつをいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

#### 【読み上げ】

それでは会を進めてまいりたいと存じます。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。なお、議案の修正がありますのでお願いいたします。議案第127号の農地法第3条案件に誤りがございましたので、3ページから4ページの差し替えをお願いします。訂正に併せお詫び申し上げます。それでは委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議 長：岡田 一夫君  
本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君  
本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第31回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議 長：岡田 一夫君  
欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君  
ありません。

議 長：岡田 一夫君  
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により9番 北川委員、10番 安松委員を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君  
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君  
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君  
日程第3 議第127号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。議事の前に、8番の案件について安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、3番 永塚委員の退席を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
それでは議事を進行します。まず、8番の案件について事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議をを求めるものです。別紙差し替え3ページから4ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、11件で、「所有権移転」に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。8番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしています。通作距離約1km圏内農機具は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン2台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、          です。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。8番の案件について14番 渡邊委員お願いします。

1 4 番 渡邊 克実君

1 4 番 渡邊でございます。それでは8番案件についてご説明いたします。譲受人は5, 534㎡の耕作面積で意欲的に営農に取り組んでおられます。また、これまでも譲受人が耕作しておられる農地であるため、他への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。8番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、3番 永塚委員の退席を解除します。

議 長：岡田 一夫君

続きまして、1番から7番、9番から11番の案件について事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

1番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に於ける要件は満たしています。通作距離500m、農機具は、トラクター1台、田植え機1台、耕運機1台を所有しています。労働力は本人と子、子の妻の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■円です。2番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に於ける要件は満たしています。通作距離300m、農機具は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人と妻、子、子の妻の4名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。3番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に於ける要件は満たしています。通作距離700m圏内、農機具は、管理機1台、草刈り機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人と父、母の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。4番及び6番は譲受人が同じため、あわせて説明します。4番及び6番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に於ける要件は満たしています。通作距離1.2km圏内、農機具は、トラクター1台、管理機2台、草刈り機3台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。5番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に於ける要件は満たしています。通作距離600m、農機具は、管理機1台、草刈り機1台を所有しています。労働力は本人と妻、母の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。7番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に於ける要件は満たしています。通作距離1km、農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。9番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に於ける要件は満たしています。通作距離1km圏内、農機具は、トラクター1台、田植機1台、管理機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人と妻、子の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。10番は、経営拡大による所有権移転に関する案件

で、農地法第3条第2項の規定についての要件は満たしています。通作距離1 km圏内、農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人と妻、子の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。11番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定についての要件は満たしています。通作距離約1 km圏内、農機具は、管理機1台を所有しています。労働力は本人と母の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番の案件について17番 吉村委員お願いします。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。1番案件につきまして説明いたします。譲渡人が高齢になりまして、管理がなかなか出来なくなった農地が、広瀬中学校のある地域ですけれども、そこにあります譲受人の耕作している農地のちょうど隣にあったという事から、引き続き合わせて営農拡大という事で話がありました。譲受人は約8,700㎡ばかりの農地を地区の営農組合の一組合員としても積極的に営農に当たっておられます。引き続き管理をするという事で、周囲に与える影響はございません。以上です。

議長：岡田 一夫君

2番から7番、9番から11番の案件について 3番 永塚委員 お願いします。

3番 永塚 知芳君

3番 永塚でございます。2番から7番、9番から11番について説明させていただきます。この2番から11番まではすべて、この地区は昨年、国の採択を受けました大型圃場整備の地域になっております。2番から5番は申請人が一緒ですので一括して説明させていただきます。申請人のご主人が14年前に亡くなられ、その後、高齢の両親が管理しておりましたが、大型圃場整備に伴いまして、この地区の自治会に誰か継続して、耕作してもらえないかというようなことを照会されまして、各譲受人が自分の持っている田んぼと隣接しておりまして、このような形になりました。本人も現在一人でありまして、松江に実母の面倒を見ておられて、家にも1週間に1回か2回しか帰らない状況、そういう事で手放したい、それから持っていては種まきとか草刈とかそういう作業にも出ないといけないという義務がありますので、非農家としてやっていきたいという事でこういう状態になりました。6番につきましては本人高齢でございまして、畑を作っておりますけれども、家からもかなり遠くなりますし、譲受人は隣接した農地を持っておりますので、このような譲り受けをしたという事でございます。7番につきましては、30年前に両親が亡くなり、その後、弟が継続してやっておりましたがこれも亡くなりました。それまでは放置しておったんですが、7年前より譲受人が耕作を継続してやりまして、現在もやっておるわけですが、大型圃場整備に関連しまして、譲り受けをするものでございます。これも現在、譲受人が耕作しておりますので、付近の田んぼに影響を与えるものではございません。それから9番から11番につきましても、譲渡人は同じですので、3件とも一括して説明させていただきます。譲渡人の両親は34年前に亡くなりまして、その後、同じ町内の親戚が耕作しておりましたが、その親戚の方も亡くなりました。15年前より各譲受人が耕作を引き受けておりました。これも大型圃場整備に関連しまして、ぜひ譲り渡したいという事で現在作っております者が引き継いでやるという事になりました。これも自治会を通じまして照会しましたが、現在作っておられる方がした方がいいという事で、このような状態になりました。現在も作っておりますので、他の田に影響を与えることはございません。以上でございます。皆さん方のご審議をよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君  
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君  
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君  
次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君  
次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君



1 番 横山 芳明君

議 長：岡田 一夫君  
事務局。

事務局：名原 猛君  
他の土地につきましては、畑が混ざっていたりしておる関係です。

議 長：岡田 一夫君  
では地元委員の永塚委員お願いします。

3 番 永塚 知芳君  
3 番 永塚でございます。質問に対して説明させていただきます。この単価というのは不動産の田んぼなら田んぼ、畑なら畑ですけれども、評価格というのがありますが、標準の、それをそのまま採用させていただいてこういう値段という事になっております。よろしいでしょうか。

議 長：岡田 一夫君  
横山委員、よろしいでしょうか。

1 番 横山 芳明君  
はい、現地が分かりませんので。

3 番 永塚 知芳君  
評価格そのままの値段という事です。

1 番 横山 芳明君  
わかりました。

議 長：岡田 一夫君  
その他ございませんでしょうか。質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君  
次に、11番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第4 議第128号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。6ページに案件の内容、7ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、昔からの住宅地域で住宅も連たんし公共公益施設もあることから第3種農地と判断します。転用目的は、墓地です。申請者は、長年管理してきた先祖の墓地が、大雨災害により、山崩れし、維持するのが困難であるため自宅に近い本申請地に墓地を計画するものです。第3種農地は、農地法第4条第6項第1号ロ括弧書きの規定により、転用の実現性などの一般基準を満たせば許可となります。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について17番 吉村委員 お願いします。

17番 吉村 正君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を2班8番 仲佐委員お願いします。

8番 仲佐 久子君

8番 仲佐でございます。今月の調査班は2班が担当です。1月20日、金曜日、午後1時35分から伯太庁舎201会議室において武上班長、永塚委員、塩見委員、渡邊克実委員、渡辺和則委員と仲佐の6名と、事務局から實重局長、名原係長。名原係長から現地調査案件3件の概要説明を受け、現地に出向き調査を行いましたので、ご報告いたします。議案第128号、1番案件の説明をさせていただきます。7ページの位置図をご覧ください。申請理由については事務局と地元委員の吉村委員からの説明がなされた通りで、転用目的は墓地です。申請者は長年管理してきた先祖の墓地が大雨災害により山崩れし、維持をするのが困難であるため、自宅に近く、管理上便利な本申請地に墓地を計画するものです。新規墓地の申請地番、広瀬町広瀬[REDACTED]、面積は9.99㎡となっています。雨排水の処理方法は隣接地の既存側溝水路に排水処理をするという事で、近隣に影響を及ぼすことはないと考えます。調査班といたしましては許可妥当と判断いたしましたので、委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君  
日程第5 報第160号 農地法第4条の規定による届出について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第26条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。9ページに案件の内容、10ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。転用目的は住宅敷地です。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番について5番 木戸委員お願いします。

5番 木戸 芳己君  
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君  
日程第6 報第161号 農地法第4条の規定による2a未満農地転用届出について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
11ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第29条第1号の規定による2アール未満農地の転用における届出書の提出がありましたので報告するものです。12ページに案件の内容、13ページに申請位置の地図を付けておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条による2a未満農地転用の届出は、1件です。転用目的は農機具庫です。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君  
日程第7 議第129号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

14ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議をを求めるものです。15ページに案件の内容、16ページから17ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関する特定土地改良事業とは、島根県が昭和44年度から平成10年度に施行した「飯梨川沿岸地区県営かんがい排水事業」のことで、転用目的は、駐車場、資材置場です。権利の種類は、所有権の移転です。譲受人は、従業員6名を雇用するとび・土木工事・運送業者であり、大型トラック1台、中型トラック4台、普通車4台、建設重機2台を所有しています。従来よりトラック及び来客用駐車場が不足していたことに加え、業務拡大により新たに増大予定の大型トラック3台分と従業員5台分の駐車場や資材置場の確保のため、事業所と隣接する本申請地を取得して不便解消と更なる事業展開を行うものであります。これは、農地法施行規則第35条第5号、既存の施設の拡張に該当すると考えます。「既存の施設の拡張」とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいい、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものに限られます。本申請地に隣接している既存の施設のある土地の面積は714㎡ですので問題はないと考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。2番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用の目的は、駐車場、進入路で、権利の種類は所有権の移転です。譲受人は2人家族で車を1台所有していますが、駐車場がなく現在は離れた場所に借地をしている状況です。また、子供たちが帰省した際や親族が集まったときなど駐車するスペースもなく、また自宅への進入路も狭く不便であったため、駐車場及び自宅への進入路の整備を計画しました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。以上です

議長：岡田 一夫君  
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について18番 齋藤委員をお願いします。

18番 齋藤 哲君  
【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君  
2番の案件について11番 新田委員をお願いします。

11番 新田 里恵君  
【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君  
次に、現地調査報告を2班8番 仲佐委員をお願いします。

8番 仲佐 久子君

8番 仲佐です。議案第129号、1番案件の説明をさせていただきます。現地では地元委員の齋藤委員から説明を受けました。申請地は16ページの位置図をご覧ください。位置図の[ ]と[ ]の2筆は隣接しており、申請理由については事務局と齋藤委員からの説明がなされた通り、転用目的は駐車場、資材置場です。譲受人は従来よりトラック及び来客用駐車場が不足していることに加え、業務拡大により新たに増大予定の大型トラック3台分と、従業員5台分の駐車場や資材置場の確保のため、事業所に隣接する本申請地を取得して、不便解消と更なる事業展開を行うものであります。用排水の処理方法は雨水のみで、自然排水となります。隣接農地へ影響を与えることはないと考えております。また、水利組合等の同意書もあり、調査班としては許可妥当と判断させていただきました。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。続きまして2番案件について説明いたします。現地では地元委員の新田委員から説明を受けました。申請位置図の17ページをご覧ください。[ ]で面積は79㎡です。転用の目的は駐車場と進入路です。譲受人は2人家族で車1台を所有していますが、駐車場がなく現在は離れた場所に借地している状況です。また、子供たちや親戚、親族が集まった時など駐車するスペースもなく、自宅への進入路も狭く不便だったため、駐車場及び自宅への進入路の整備を計画されたものです。排水については雨水のみ生じ、自然排水及び既設水路へ流入となります。隣接農地へ影響を与えることはなく、また、水利組合等の同意書もあり、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議 長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

事務局：名原 猛君

すみません。大変申し訳ありません。私、読み間違いをしておりました。2番案件、農地の対価につきましては、[ ]でございました。訂正してお詫びいたします。

議 長：岡田 一夫君

そうしますと、事務局から訂正がございました。2番の案件について、[ ]  
[ ] よろしくお願いたします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第8 議第130号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

18ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、別紙資料1ということでお手元にお配りしております。別紙資料1の1ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権169件、面積200,401㎡、使用貸借権269件、面積213,405.96㎡、全体で438件、総面積が413,806.96㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：井上 幸雄君

農林振興課 井上です。議第130号についてご説明いたします。別冊の資料1をご覧ください。

1ページから5ページまでの番号1から番号13、34ページから36ページの番号102から番号109につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条による利用権設定となります。6ページ以降が、農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものでございます。7ページから27ページが、飯梨地区の圃場整備による集積によるもの、28ページから37ページが宇賀荘第3地区の圃場整備による集積によるもの、40ページが下山佐の圃場整備による集積によるものとなります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第162号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

20ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。21ページから22ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、6件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第10 報第163号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

23ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。24ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、13件で、農地法による賃貸借の解約4件、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約9件です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第11 報第164号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

25ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による農地の一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。26ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の公共事業に伴う農地一時転用に係る届出は1件で、安来市長田中武夫、担当部署農林水産部農林振興課より届出があったものです。事業名は、「令和4年度市行造林10号主伐事業」で、令和4年12月24日から令和6年3月31日までです。終了後は農地に復元されます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第12 報第165号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転届出について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

27ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。28ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出は1件で、楽天モバイルによる携帯電話無線基地局の設置1件です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第31回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 3時05分)